

労働基準広報 2016 No.1908

12/1

CONTENTS

特集 有期労働者の円滑な無期転換のために ————— 6

1年契約を更新している有期契約労働者は平成30年4月から無期転換申込権が発生

平成25年4月1日施行の「改正労働契約法」により、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、有期契約労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換される「無期転換ルール」が創設された。平成25年4月から1年ごとに契約を更新されている有期契約労働者は、平成30年4月から無期転換申込権が発生する。このいわゆる「無期転換ルール」に頭を悩ませている企業は少なくない。今号では、この「無期転換ルール」の内容を紹介する。

(編集部)

● 弁護士 & 元監督官がズバリ解決！
～労働問題の「今」～ ————— 10

〈第28回〉過労死白書①

過労死防止法に基づく初めての白書 「過労死等防止対策白書」が閣議決定

(弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子)

● 転ばぬ先の労働法〈紛争予防の誌上ゼミ〉— 23
第33講 「言い分形式」を用いた研修

双方の言い分に一理あることが多い 真摯に耳を傾けて分かれ道の把握を

(北海学園大学法学部准教授・弁護士 浅野高宏)

● 企業における多様な人材活用 ————— 28
～いま実践するダイバーシティ・マネジメント～

新企画

〈第3回〉「治療と仕事を両立させる
『就労患者』にどう向き合うのか」

時間的制約への配慮だけでなく 健康状態等も踏まえた措置が必要に

(県立広島大学経営専門職大学院教授・木谷宏)

● NEWS ————— 1

(日本生産性本部・正社員の働き方に関し調査)長時間労働を「プラス評価傾向」約25%/
(27年・労働安全衛生調査結果)仕事や職業生活で強いストレスある労働者55.7%/(厚労省・特区法に基づき7ヵ所目)広島県・今治市特区に雇用労働相談センター/ほか

● 企業税務講座 ————— 36

第72回 年末調整

前年と処理が異なる点に注意を

(弁護士・橋森正樹)

● 労働局ジャーナル〔大阪労働局〕— 40 ● 労務資料

ライフスタイルと働き方に関する実態調査結果— 41 ● 連載 労働スクランブル⑩(労働評論家・飯田康夫)— 46 ● わたしの監督雑感 愛知・名古屋西労働基準監督署長 山田高三— 54 ● 編集室— 56

労務相談室

回答者

労務一般 [勤務当日に休みを申請する場合] バイト本人の代替者確保は ——— 48 弁護士・岡村光男

社会保険 [出向者の社会保険の手続き] 在籍出向と転籍で違いは ——— 50 特定社労士・飯野正明

労働基準法 [管理職が休日にメールの返信求める] 労働時間性などの問題は ——— 52 弁護士・山口毅

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内